



相続税等の誤りやすい事例

相続税等に関してよく聞かれることや、誤りやすい事例について整理しました。

| 項目 | 内容 |
|-------------------------------------|---|
| 法定相続人の数 | 『法定相続人の数』とは、民法に規定する相続人の数（相続人のうち相続を放棄した人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数）をいいます。ただし、被相続人に養子がいる場合の法定相続人に含める養子の数は、つぎのように制限されます。 ①実子がいる場合は養子の数は1人まで ②実子がいなくても養子の数は2人まで |
| 相続税 2割加算 | 相続等により財産を取得した相続人が、被相続人の一親等の血族と配偶者以外である場合は、その者の相続税額に20%を加算することになります。 例) 被相続人の兄弟姉妹、甥や姪、孫養子（代襲相続に該当する場合を除く） |
| 相続開始前3年内の贈与財産 | 相続等により財産を取得した者が相続開始前3年内に被相続人から贈与を受けた場合は、その贈与財産の価額も被相続人の相続財産に加算することになります。 |
| 被相続人以外の名義の財産 | 名義に関わらず、被相続人の財産と認められるものは被相続人の相続財産として相続税の課税対象になります。 |
| 亡くなると返済が免除される住宅ローン | 団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンは、相続人が支払う必要のない債務ですから、相続税の計算上は債務として控除することはできません。 |
| 亡くなった後に年金を受け取った場合 | 亡くなったあとに支給された年金を遺族が受け取った場合は、その遺族の一時所得（所得税）の対象となり、相続税は課税されません。 |
| 被相続人が保険料を負担していたが、保険事故が発生していない生命保険契約 | 亡くなった時点において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約については『生命保険契約に関する権利』として、解約返戻金相当額が被相続人の相続財産として課税対象になります。 |
| 未納の固定資産税や住民税 | 被相続人の未納税金は債務として債務控除できます。 |
| お墓や仏具の購入に係る未払金 | 被相続人が生前に購入したお墓や仏具の未払金など、非課税財産の取得に係る未払金などは、相続税の計算上は債務として控除することはできません。 |
| 死亡退職手当金に係る非課税枠 | 500万円×法定相続人の数 |
| 死亡保険金に係る非課税枠 | 500万円×法定相続人の数（相続人でない人が取得した死亡保険金には適用されません。） |
| 亡くなった後に受け取った 後期高齢者医療給付金や介護保険料還付金等 | 被相続人の相続財産であり、相続税の課税対象になります。 |
| 葬式費用に含まれないもの | 初七日や法事などにかかった費用、香典返しにかかった費用などは葬式費用には含まれません。 |
| 生産緑地の指定解除できるとき | ①生産緑地の指定後30年が経過したとき ②土地の所有者や主たる農業従事者が疾病等により農業を継続することが困難なとき ③土地の所有者が亡くなって相続人が農業を営まないとき（亡くなってから1年半以内に申請手続きが必要） |

(担当：伊藤 正美)